

新	旧	備考
<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 令和4年12月20日 一部改正</p>	<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 令和4年10月11日 一部改正</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ G7エルマウ首脳声明における国際合意(2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。)に反する又はそのおそれがある輸出契約等</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和4年12月20日]</p> <p>この改正は、令和5年1月1日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和4年10月11日]</p> <p>この改正は、令和4年10月18日から実施する。</p>	